

「週休 2 日適用工事」
(令和 7 年 4 月改正)
実施要領

(営繕工事)

令和 7 年 4 月 3 0 日以降適用

新潟市

「週休 2 日適用工事（営繕工事）」（令和 7 年 4 月改正）実施要領

1. 目的

建設産業においては、週休 2 日の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題の一つとなっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休 2 日を建設産業に広く浸透させるため、「週休 2 日適用工事（営繕工事）」を本要領により実施する。

2. 用語の定義

（1）週休 2 日

- ① 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）または、技術者及び技能労働者（以下、『労働者』）が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）または、技術者及び技能労働者（以下、『労働者』）が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（現場作業が終了する日）までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

（4）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

（5）休日

労働者が 1 日を通して現場作業に従事していない状態をいう。

（6）対象労働者

施工体制台帳に載っている元請及び下請の全ての労働者（ただし、当該現場での勤務期間が連続 7 日間未満（休日を含む）の労働者を除く）

(7) 4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）の日数の割合または、対象労働者の勤務期間に対する休日の割合の平均(以下、『現場閉所等率』という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）または対象労働者が休日の確保を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）または、対象労働者の休日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所等率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息等率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含み、労働者の休日の日数には現場閉所及び現場休息の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 対象工事

令和7年4月30日以降に入札の公告又は通知等を行う営繕工事に適用する。ただし、発注者が週休2日適用工事に適さないと判断した工事（災害復旧工事等特に緊急性を要する工事）は除外する。

また、実施対象外工事として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日適用工事」に取り組む旨の協議があり、発注者が週休2日に起因する工期変更をせずに工事目的を達成可能と判断できる場合には、「週休2日適用工事」として扱う。

4. 発注方式

発注方式は、受注者希望方式とする。

受注者希望方式とは、通期の週休2日を前提として、受注者が工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式である。なお、設計図書に別紙1『「週休2日適用工事（営繕工事）」特記仕様書』を添付する。

5. 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日適用工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する（市場単価等の補正率は、令和6年3月22日付け国営積第13号、大臣官房官庁営繕部計画課 営繕積算企画調整室長通知を準用する（別添1））。

① 月単位の週休2日適用工事（4週8休以上） 1.04

② 通期の週休2日適用工事（4週8休以上） 1.02

(2) 積算及び変更方法

通期の4週8休以上を前提に、(1) ②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）または対象労働者の休日の確保の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上を達成した場合は、補正係数を(1) ①に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更し、通期の4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、工事請負契約約款第26条の規定に基づき行うものとする。

6. 実施状況の確認方法等

(1) 実施方法の協議

実施対象工事においては、受注者が月単位の週休2日の実施を希望する場合、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

また、実施対象外工事において受注者が「週休2日適用工事」の実施を希望する場合は、受注後速やかに「週休2日適用工事」の実施について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

(2) 実施状況の確認方法

① 工事着手前

- ・ 監督員は、「現場閉所（現場休息）予定日」または「対象労働者の休日の予定日」が確認できる「計画工程」等を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ （別紙2「(参考様式) 休日取得実績表」も利用可）
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施する期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整した上で、その予定日を記載した「計画工程表」等を作成し、監督員に提出する。

② 工事着手後

- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）予定日」または「対象労働者の休日の予定日」が確認できる「計画工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）または対象労働者の休日の状況を確認する。なお、「計画工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」または「対象労働者の休日」が確認できる「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数または対象労働者の休日の状況を確認する。
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）または対象労働者の休日の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）日（現場閉所（現場休息）または対象労働者の休日の状況等が確認できる計算表を含む）」を記載し、監督員に提出する。

③ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）または対象労働者の休日の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）または対象労働者の休日の前日などに、現場閉所（現場休息）または対象労働者の休日中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「計画工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息または対象労働者の休日の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（３）週休２日適用工事の見える化

受注者は、週休２日適用工事である旨を仮囲い等に明示する。

(4) 工事成績評定

「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、新潟市工事成績評定実施要領に基づき取組を評価する。

また、提出された計画工程表が「通期」の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に「通期」の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合については、新潟市工事成績評定実施要領に基づき点数を減ずる措置を行うものとする。

「週休 2 日適用工事（営繕工事）」（令和 7 年 4 月改正） 特記仕様書

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する「週休 2 日適用工事（営繕工事）」である。なお、通期の週休 2 日について、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

受注者は、「週休 2 日適用工事（営繕工事）」実施要領に基づき、月単位の週休 2 日の取組の希望の有無を工事着手前に、監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。

受注者は、工事着手前に、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）または「対象労働者の休日」を記載した「計画工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休 2 日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「計画工程表」等を提出するものとする。

通期の 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）を前提に補正係数 1.02 により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）または対象労働者の休日の実施状況を確認し、月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合は、補正係数を 1.04 に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更し、通期の 4 週 8 休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。

実施要領は、新潟市ホームページから入手できる。

(<https://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/siyousho/shiyo/index.html>)